5-1 課税状況

(1) 課税状況

情 務 控 除 額 625 4,439 暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額 64 247 課 税 価 格 実 1,284 66,096 項 1,284 66,096 項 1,284 66,096 項 1,289 7,344 項 1,269 7,344 項 1,269 7,344 項 1,269 7,394 平 第 年 課 税 分 贈 与 税 16 13 平 1,269 7,394 平 平 1,269 7,269 1,269	(1)	II/N/I/	区 区	/L					分				相	続	人	の	数	金	:	客	Į
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額																	人				千円
横 務 控 除 額 625 4,439 64 247 課 税 分贈与財産価額	取	:	得 ——		財			Ē	征	fi	額						1, 281			69, 36	7, 933
曆 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額 実 1,284 66,096 64 1,284 66,096 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65 65	相続	時	精	i	算 課	税	適	用	財	産	価 額						54			920	0, 173
課 税 価 格 実 1,284 66,096 相 税 額 1,269 7,344	債		務	ĵ		控			除		額						625			4, 43	9, 109
期 税 額 1,269 7,344 相 税 額 1,269 7,344 財 計 第 1,269 7,394 財 1,269 7,394 財 1,269 7,394 大 16 13 日 141 1,605 大 成 年 4 日 141 1,605 大 日 37 70 大 日 37 70 大 日 税 37 70 大 日 1,735 32 1,735 大 日 日 1,142 5,658	暦 年	Ē.	課	税	分	贈	与	i. 貝	才 産	巨信	五 額						64			24	7, 428
相 続 税 額 2 割 加 算 額	課			秃	兑			価			格	実					1, 284			66, 09	6, 425
計 実 1,269 7,394 暦年課税分贈与税 16 13 配偶者 141 1,605 未成年者 9 3 投額控除障害者 43 42 相次相続 37 70 外国税額 - 計集 239 1,735 差引税額実 1,142 5,658					算		出		税		額						1, 269			7, 34	4, 922
暦 年 課 税 分 贈 与 税 16 13 配 偶 者 141 1,605 未 成 年 者 9 3 柱 次 相 続 37 70 外 国 税 額 - 計 実 239 1,735 差 引 税 額 実 1,142 5,658	相続	売	税	額	2	害	ij	加		算	額						63			49	9, 103
配 偶 者 未 成 年 者 未 成 年 者 申 事 者 43 42 申 次 申 43 42 申 本 申 43 42 中 中 中 中 中 外 国 税 額 中 財 東 1,142 5,658								計				実					1, 269			7, 39	4, 025
未 成 年 者 税 額 控 年 者 村 次 相 統 外 国 税 額 素 月 税 額 素 1,142 5,658					暦	年	課	税	分具	増 4	与 税						16			1	3, 692
税額控除障害者 者 相次相続 37 外国税額 - 計數 239 差引税額 1,142 支(5)658					配			偶			者						141			1, 60	5, 581
相 次 相 続 外 国 税 4 計 実 239 1,735 差 引 税 額 実 1,142 5,658					未		成		年		者						9			:	3, 590
外 国 税 額 - 計 実 239 1,735 差 引 税 額 実 1,142 5,658	税額	Į :	控	除	障			害			者						43			4:	2, 447
計 実 239 1,735 差 引 税 額 実 1,142 5,658					相		次		相		続						37			7	0, 336
差 引 税 額 実 1,142 5,658					外		玉		税		額						_				-
				-				計				実					239			1, 73	5, 646
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額 15 13	差			5	;			税			額	実					1, 142			5, 65	8, 379
	相続	時	精	算	課利		贈	与利	. 額	控	除額						15			1	3, 965
小 計 1,141 5,644	小										計						1, 141			5, 64	4, 414
納 税 猶 予 額 1 7	納		税	į		猶			予		額						1				7, 317
新 付 税 額 申告納税額	由生	£н	邗		納		付		税		額	実					1, 141			5, 64	0, 709
	中 百	祁竹	加		還		付		税		額	実					6				3, 612
災害減免法による免除税額 -	災害	- J	或	—— 免	法	に	ょ	る	免 [余 和	 说 額						_				_
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額 322 30,580	遺産	産	に	存	系	る	基	礎	控	除	* 額						322			30, 58	0, 000

調査対象等: 平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る 贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までの間の申告又は処理 (更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。 (注) 1

(2) 課税状況の累年比較

(Z) p	木化化れた	· 分系十比权							
年	分	ā	果税価格		相続税額	税額控除	ที่	被相続人の数	
+	93	相続人の数	金	額	个日形儿们儿们	1元(积1至)示	相続人の数	金 額	が又有日形にノヘップ奏人
		人		千円	千円	千円	人	千円	人
平成1	5年分	1, 120	(65, 495, 749	8, 082, 963	2, 471, 166	1,011	5, 600, 313	293
平成1	.6 年 分	1, 369	8	80, 651, 230	10, 263, 873	2, 824, 312	1, 223	7, 321, 688	339
平成1	17年分	1, 285	(39, 836, 837	8, 572, 303	2, 603, 834	1, 138	5, 944, 598	317
平成1	.8 年 分	1, 232	(65, 039, 894	7, 243, 102	2, 037, 269	1,075	5, 154, 568	302
平成1	9年分	1, 284	(66, 096, 425	7, 394, 025	1, 735, 646	1, 141	5, 640, 709	322

(3) 税務署別課税状況

(0)	170	177-10	/2 1 H/	1761/1761						
4H	丞々	33	Þ	課	兇 価	格	納	付税	額	被相続人
税	務	署	名	相続人の数	金	額	相続人の数	金	額	の数
				人		千円	人		千円	人
那			覇	359		20, 641, 406	315		1, 898, 814	100
宮	Ż	ī	島	5		120, 591	4		804	1
石			垣	5		209, 787	5		13, 968	1
北	月	3	覇	301		16, 220, 934	265		1, 437, 610	78
名			護	22		738, 300	20		20, 279	5
<u>名</u> 沖			縄	592		28, 165, 407	532		2, 269, 234	137
沖	縄	県	計	1, 284		66, 096, 425	1, 141		5, 640, 709	322
総			計	1, 284		66, 096, 425	1, 141		5, 640, 709	322

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 由告及び処理の状況

		区	5	<u> </u>		課	锐	価 格		納	付	税額	ż	皮相続人の数
			2.	J		相続人の数		金 額		相続人の数		金 額		又 1 日 形 に ノ 入 ジ ノ 安久
			申	告	額	1, 287		千円 66, 158, 607		人 1, 151		手円 5,609,166		322
			修正申告	による増差	額	18		230, 760)	28		69, 700)	11
本	年	分	更正に	よる増差	額	-		-	-	-		-		-
7			更正等に	よる減差	額	29	\triangle	334, 654	Ŀ	33	Δ	40, 691		g
			決	定		2		41, 712		2		2, 534		2
				計	美	1, 284		66, 096, 425	実	1, 141		5, 640, 709	実	322
			申	告	額	119		4, 209, 449)	110		187, 706	5	31
			修正申告	による増差	額	218		2, 691, 518	3	276		503, 351		90
渦	年	分	更正に	よる増差	額	10	Δ	27, 460)	13		47, 761		6
, MEG		<i>)</i> 3	更正等に	よる減差	額	98		1, 093, 118	3	122	Δ	274, 108	3	40
			決	定	額	3		126, 261	51	3		11, 766	5	2
				計	美	444		5, 906, 650	実	514		476, 476	実	136
			申	告	額	1, 406		70, 368, 056	6	1, 261		5, 796, 872	2	353
			修正申告	による増差	額	236		2, 922, 278	3	304		573, 051		101
슴	合	計	更正に	よる増差	額	10		27, 460)	13		47, 761		6
ı		н	更正等に	よる減差	額	127	Δ	1, 427, 772	2	155	Δ	314, 799	9	49
			決	定	額	5		167, 973	3	5		14, 300)	4
				計	実	1, 728		72, 003, 075	実	1, 655		6, 117, 185	実	458

調査対象等: 「本年分」は、平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成18年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成19年11月1日から平成20年6月30日までの間の申告 又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成17年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成19年7月1日から 平成20年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注)
- 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。 2 増(減)差額の区分は差引税額(納税猶予前)の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

(0)	パトフト	1750	7700					
□		>	過少申告	告加算税	無申告	加算税	重 加	算 税
区		分	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
			人	刊	人	千円	人	千円
本	年	分	_		- 17	1, 909	-	_
過	年	分	204	43, 15	<mark>4</mark> 104	21, 275	23	19, 575
合		計	201	43, 15	<mark>4</mark> 121	23, 183	23	19, 575

5-2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

(1)	人員、	诛忧	価格	<u> 及び税額 </u>				左	の	うち	1		
課税	価	格『	沓 級	被相続人の数	課税	価		相続時精算調適 用 財 産 価	R税 i額	暦 年 課 税 分贈 与財産 価額	頁		法定相続人数
				人			千円	7	戶円	千円	-	千円	人
1	億	円息	以 下	51		4, 176	, 607	72, 3	354	-	-	64, 593	119
1	億	円	超	163	23	3, 840	, 589	451, 5	517	86, 510	0	861, 446	745
2		"		59	1	4, 294	, 723	223, 2	222	38, 96	1	1, 182, 139	318
3		"		32	1	1, 958,	, 390	110, 3	332	17, 450	0	1, 326, 026	168
5		"		11		6, 735	, 941	62,7	748	96, 508	8	895, 693	73
7		"		6	!	5, 152,	, 357		-	8, 000	О	1, 279, 26	25
10		"		-			-		-		-	-	_
20		"		-			-		-		-	-	_
30		"		-			-		-		-	-	_
50		"		-			-		-		-	-	-
70		"		-			-		-		-	-	-
100		"		-			-		-			-	-
	合	計		322	6	6, 158,	, 607	920, 1	173	247, 428	8	5, 609, 166	1, 448

調査対象等:平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成20年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

(2)	法	定相続人員	【別の被相続	[人数										
課	税	価 格				法	定相線	5 人 員	別被材	相続 人	数			
課階	Įυ	価格級	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	億	円以下	-	17	10	14	10	-	-	-	-	-	-	-
1	億	円 超	2	11	18	19	24	39	25	12	6	4	2	1
2		"	2	5	1	5	9	10	9	7	3	3	2	3
3		"	-	1	3	5	4	5	5	6	1	1	-	1
5		11	=	-	=	-	1	1	3	3	2	1	-	=
7		"	-	1	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-
10		"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20		"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30		"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50		"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70		II	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
100		II	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合	計	4	35	32	43	50	57	43	28	12	9	4	5

調査対象等: 平成19年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成 20年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

10×1 = 10	続人の数及び取得財産価額 財産等の種類												相	続	人	の	数	取	得	財	産	価	額
	田	()	耕作	F権)	及び	・ 永	小作	権	を含	む。)						人 14					7	千円 5, 140
	畑	(")						127						0, 089
土.	宅	地	(借	地	権	を	含	む	0)						301						3, 625
	山										林						27						6, 800
地	そ		の		他		の		土		地						206				1	4, 34	9, 279
						計						実					316				4	9, 38	4, 932
家	屋		,	`		構		d	築		物						251					3, 68	2, 273
事	機	械器	具、	、農	: 耕 :	具、	じ	ゆう	器	、備	品						3						6, 996
業(無		品、	製品	1, ¥	半製	品、	原相	才料	、農	産物	勿等						_						_
(農業)	売					掛					金						5					7	1, 788
用 財			の		他		の		財		産						6					8	8, 939
産						計						実					13					16	7, 723
	特	定「	司族	矣 会	:社	0)	株	式)	及て	ド出	資						34					2, 26	4, 770
有	同	上	以	外	の	株	式	及	び	出	資						92					37	9, 509
価証券	公		債		及		び		社		債						21					44	9, 818
券	投	資	•	貸	付	信	託	受	益	証	券						31					35	7, 219
						計						実					128					3, 45	1, 316
現	金		`		預		貯		金		等						317					8, 05	2, 593
家		庭			用			財			産						85					2	5, 001
7	生		命		保		険		金		等						21					92	3, 390
その	退	職	3	È.	及	び	功	J 5	芳	金	等						15					50	1, 207
他の	立										木						-						-
財 産	そ					の					他						164					3, 21	8, 567
						計						実					167					4, 64	3, 165
合											計	実					322				6	9, 40	7, 003
相級		精	算	課	税	適	用	財	産	価	額						28						0, 173
債 											務						257						6, 173
葬			式				費				用						316						9, 824
					計							実					320						5, 997
差	引		純		資 		産	m), :	価	<u></u>	額	実					322				6		1, 179
	贈与則			(/ R	替年	課利		贈与	5財	産佃							25						7, 428
課			税				価				格	実					322				6	6, 15	8, 607

調査対象等:平成19年中に相続が開始した被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により 財産を取得した者について、平成20年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除 く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。